

埼玉県警察本部訓令第52号

埼玉県警察自動車警邏隊の運営に関する訓令を次のように定める。

平成15年12月26日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令

(概要)

本訓令は、埼玉県警察本部地域部自動車警ら隊の運営に関し必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 活動拠点、活動地域
- 勤務制、勤務時間、勤務の種別、勤務の方法
- 運用体制、活動計画

等である。